

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 8 3

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 台風 19 号に伴う認定有効期間の特例について
- 台風第 19 号による被災者受入について【別紙 1】
- 地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)の延期について
- 台風第 19 号により介護サービス提供に影響が出ている事業所について
- FAX の送信前の送付先の確認について
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 介護保険事業者の指定について
- 総合事業に係る指定事業者の指定について
- 「令和 2 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」【別紙 2】
- 「復権令の公布について」【別紙 3】
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 2 年 3 月 31 日とする措置を指定する件について【別紙 4】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

台風 19 号に伴う認定有効期間の特例について

台風 19 号に伴う災害により、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）に係る更新手続きが困難な被保険者については、引き続き同様のサービス提供を行うことができる取扱いとするため、特例措置により認定有効期間を延長できるようになりました。

なお、当該措置の対象期間は、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 9 月 30 日までとし、下記の 1 に該当する方について適用されます。

つきましては、次のいずれかに該当する方については、介護保険課認定担当までご相談ください。

1 長野市に住所を有する被保険者で、次の（１）～（４）に該当する方が対象となります。

（１）災害に伴い要介護認定の更新申請をすることができない場合

（２）既に更新申請を行っている方が、災害に伴い認定調査を受けることができない場合

（３）更新申請に係る主治医意見書について、災害に伴い主治医の診察を受けることができないなど、主治医意見書の作成ができない場合

（４）その他市長が特に認める場合

2 前記 1 にかかわらず、認定有効期間満了日が 1 月末日以降の更新申請について、サービス利用がない方が更新申請をした場合、認定有効期間を一律に 12 月間延長します。状態の変化がある方の場合は、あらかじめ変更申請としていただくようお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当
TEL：026-224-7891（直通）

台風第 19 号による被災者受入について

この度の災害で、市内介護施設が被災したこと及び自宅が被災されたことにより、新たに介護サービスを必要とする方が増加しているため、各事業者においては定員超過での利用者受け入れ対応を検討いただくようお願いいたします。

なお、「災害等による定員超過利用」については【別紙 1】を基本としますのでご確認ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)の延期について

令和元年11月14日(木)に予定していました地域密着型サービス事業所研修会(集団指導)は、台風第19号の災害対応のため1月に延期します。

詳細につきましては、ホームページ及び事業所宛に改めて周知いたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094(直通)

台風第19号により介護サービス提供に影響が出ている事業所について

「市ホームページ>組織でさがす>高齢者活躍支援課>お知らせ」に掲載の、「長野市内介護保険事業所一覧」をご確認下さい。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/1460.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094(直通)

FAXの送信前の送付先の確認について

事業所同士でのFAXのやり取りをする際に、送付先を間違えて意図していたのとは違う事業所へ書類が届いてしまうケースが多々あるようです。

個人情報が載っている書類もありますので、お忙しい中ですが、送信する前にもう一度送付先の確認をお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 サービス担当

TEL：026-224-7871(直通)

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
 (令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る負担については10月25日配信の号外をご確認ください。)

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を 加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円 を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産 がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な 人で、以下①または②のいずれかの要件を 満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給 している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考慮して、利用料を減額 しなければ生活保護法の「要保護者」になると 認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)が支給されている場合に限り対象となります。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課サービス担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日に さかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税非課税世帯の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課サービス担当宛てに郵送してください。

提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。
------	--

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 サービス担当
TEL 026-224-7871（直通）

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和元年11月1日付け指定分


□居宅介護支援

介護保険事業者番号	2070107285		
事業所名称	ながでんハートネット居宅介護支援 SBC 通り		
事業所所在地	長野市上松四丁目5番2号クレストビル1階C号室		
事業所電話番号	026-244-1172	事業所FAX番号	026-244-1173
開設者の名称	株式会社ながでんウェルネス	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	介護支援専門員数	2人
通常の事業実施地域	長野市 ※その他地域は応相談		

□訪問介護

介護保険事業者番号	2070107293		
事業所名称	訪問介護事業所すずらん		
事業所所在地	長野市稲葉中千田 2307 番地		
事業所電話番号	026-266-0307	事業所FAX番号	026-266-0316
開設者の名称	株式会社エルパティオ	営業日	月～金
営業時間	9:00～17:00	訪問介護員数	4人
通常の事業実施地域	長野市		

介護保険事業者番号	2070107301		
事業所名称	訪問介護 Pal 昭和タウン		
事業所所在地	長野市若里一丁目4番24号		
事業所電話番号	026-217-8422	事業所FAX番号	026-217-8423
開設者の名称	有限会社中村測量設計事務所	営業日	月～金
営業時間	8:00～17:00	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市（若里地区・安茂里地区・中御所地区）		



総合事業に係る指定事業者の指定について

新たに指定された介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者についてお知らせします。

令和元年 11 月 1 日付け指定分

□第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070107301		
事業所名称	訪問介護 Pal 昭和タウン		
事業所所在地	長野市若里一丁目4番24号		
事業所電話番号	026-217-8422	事業所FAX番号	026-217-8423
開設者の名称	有限会社中村測量設計事務所	営業日	月～金
営業時間	8:00～17:00	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市（若里地区・安茂里地区・中御所地区）		

□第 1 号訪問事業（訪問型基準緩和サービス）

介護保険事業者番号	2070107301		
事業所名称	訪問介護 Pal 昭和タウン		
事業所所在地	長野市若里一丁目4番24号		
事業所電話番号	026-217-8422	事業所FAX番号	026-217-8423
開設者の名称	有限会社中村測量設計事務所	営業日	月～金
営業時間	8:00～17:00	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市（若里地区・安茂里地区・中御所地区）		



「令和2年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」

このことについて、令和元年10月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課から事務連絡がありました。

詳細につきましては、【別紙2】をご覧ください。

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp